

令和 7 年度渋川市野菜花き生産力強化事業補助金交付要領

令和 7 年 4 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		野菜、花きに関する生産基盤を強化し、その持続的発展を促進するために、その取組を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。								
内 容	補助対象事業	野菜花き生産力強化実施要領（令和 7 年 3 月 1 9 日野花 3 0 4 6 5－1 号。以下「県要領」という。）に基づく事業です。								
	補助対象者	補助対象事業を実施する次に掲げる条件を満たす者です。 (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「基盤法」という。）第 1 2 条第 1 項等の規定により、市長等から農業経営改善計画が適当であると認定を受けた者（以下「認定農業者」という。） (2) 基盤法第 1 4 条の 4 第 1 項の規定により、市長から青年等就農計画の認定を受けた者 (3) 農業者の組織する団体のうち、次のいずれかに該当する団体（以下「農業者の組織する団体等」という。） ア 農業協同組合 イ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 7 2 条の 1 0 第 1 項に規定する事業を行う法人であって、県へ届出がされているもの） ウ 集落営農組織 エ 農地所有適格法人（農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 2 条第 3 項に規定する法人であって、同法第 6 条に基づき市農業委員会へ報告されているもの） オ 全国農業協同組合連合会群馬県本部 カ 群馬県園芸振興協議会 キ 次に掲げる要件の全てを満たしている農業者団体 (ア) 代表者の定めがあること。 (イ) 組織及び運営に関する規約等が定められていること。 (ウ) 組織を構成する農家戸数が 3 戸以上であること。								
	補助対象経費	補助対象事業を実施するために要した経費です。								
	交付金額	【 I 野菜メニュー】 <table><tr><td colspan="2">補助率</td><td colspan="2">補助金上限額</td></tr><tr><td>1</td><td>大規模経営体育成</td><td>県</td><td>(施設整備)</td></tr></table>		補助率		補助金上限額		1	大規模経営体育成	県
補助率		補助金上限額								
1	大規模経営体育成	県	(施設整備)							

		当該事業に要する経費の20分の7以内（県10分の3以内、市20分の1以内）		1,000万円 （機械整備） 500万円
			市	（施設整備） 160万円 （機械整備） 80万円
		2 小規模経営体の生産力向上 （1）事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 当該事業に要する経費の20分の7以内（県10分の3以内、市20分の1以内）	県	（施設整備） 800万円 （機械整備） 500万円
			市	（施設整備） 130万円 （機械整備） 80万円
		（2）事業実施主体が認定農業者である場合 当該事業に要する経費の20分の7以内（県10分の3以内、市20分の1以内）	県	（施設整備） 200万円 （機械整備） 200万円
			市	（施設整備） 30万円 （機械整備） 30万円
		3 販売額・労働生産性向上 （1）ハード事業 当該事業に要する経費の20分の7以内（県10分の3以内、市20分の1以内）	県	（施設整備） 1,000万円 （機械整備） 500万円
			市	（施設整備） 160万円 （機械整備） 80万円
		（2）ソフト事業（販売PR関係） 当該事業に要する経費の2分の1以内	県	（県域団体） 100万円 （県域団体以外の団体） 20万円
		（3）ソフト事業（GAP関係） 定額	県	20万円
		4 いちご生産拡大サポート 当該事業に要する経費の20分の7	県	（施設整備） 1,000万円

		以内（県１０分の３以内、市２０分の１以内）		（機械整備） ５００万円	
			市	（施設整備） １６０万円 （機械整備） ８０万円	
	【Ⅱ 花きメニュー】				
	補助率		補助金上限額		
	４ 高温対策 当該事業に要する経費の２０分の７以内（県１０分の３以内、市２０分の１以内）	県	２００万円		
		市	３０万円		
	５ 生産力向上 当該事業に要する経費の２０分の７以内（県１０分の３以内、市２０分の１以内	県	２００万円		
		市	３０万円		
	６ ソフト事業（販売力向上） 当該事業に要する経費の２分の１以内	県	３０万円		
	上記の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。				
	予算額	この補助金の事業全体の予算額及び補助限度額は、９，３００，０００円です。			
交付 手 続	交付条件	(１) 補助金を目的以外に使用したときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。 (２) 市長又はその委任を受けたものもしくは監査委員の監査に応ずること。 (３) 補助対象事業を中止したときは、補助金の全額を返還すること。			
	事前相談	補助金の交付を希望する場合は（本事業を利用する場合は）、事業実施の前年９月末日までに農政課にご相談ください。 事前相談を基に市が作成した計画により、群馬県と協議を行い、補助の対象となるか決定します。			
	交付申請の方法	事前相談により補助の対象となることが決定した場合、市が指定する日までに渋川市野菜花き生産力強化事業補助金交付申請書（様式第１号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。			

	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 補助金を必要とする理由書 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行うことがあります。
交付決定	補助金の交付を決定したときは、渋川市野菜花き生産力強化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知します。
変更交付申請の方法	申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市野菜花き生産力強化事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に変更する内容を証する書類を添えて提出してください。
変更の承認	変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市野菜花き生産力強化事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により通知します。
実績報告の方法、時期等	補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市野菜花き生産力強化事業補助事業完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 (1) 事業実績書 (2) 収支決算書 (3) 入札関係書類写し (4) 物品購入契約書写し (5) 納品書写し・請求書写し・領収書写し
補助金の額の確定	実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市野菜花き生産力強化事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付すべき補助金の額を確定します。
交付決定の取消し又は補助金の返還	次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額
	渋川市野菜花き生産力強化事業補助金交付申請書（様式第1号）

申請書等の様式	渋川市野菜花き生産力強化事業補助金交付決定通知書（様式第2号） 渋川市野菜花き生産力強化事業補助金変更承認申請書（様式第3号） 渋川市野菜花き生産力強化事業補助金変更承認通知書（様式第4号） 渋川市野菜花き生産力強化事業完了実績報告書（様式第5号） 渋川市野菜花き生産力強化事業補助金確定通知書（様式第6号）
	その他 補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
取扱担当課	渋川市役所農政課（第二庁舎） 電話 0279-22-2593（直通） 0279-22-2111（内線4864） メールアドレス ninaite@city.shibukawa.gunma.jp

様式第 1 号

年 月 日

渋川市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
(日中に連絡の付く電話番号を記載してください)

渋川市野菜花き生産力強化補助金交付申請書

渋川市野菜花き生産力強化補助金について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 事業等の名称	
2 総事業費	円
3 補助金の額	円
4 事業概要	
5 着手予定年月日	年 月 日
6 完了予定年月日	年 月 日
7 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 補助金を必要とする理由書
8 備考	

様式第 2 号

第 号

住 所
氏 名

渋川市野菜花き生産力強化補助金交付決定通知書

年 月 日申請のあった補助金交付申請に対し、次のとおり補助金を交付しま
す。

年 月 日

渋川市長

1 事業等の名称	
2 補助金の額	円
3 条 件	(1) 補助金を目的外に使用したときは、補助金の一部又は全額の返還を命ずることがある。 (2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること。 (3) 補助事業等を中止したときは、補助金の全額を返還すること。 (4) 補助事業等完了後 1 か月以内に渋川市野菜花き生産力強化完了実績報告書（様式第 5 号）を提出すること。
4 指 示	

様式第3号

年 月 日

渋川市長 様

住 所
申請者
氏 名

電話番号
(日中に連絡の付く電話番号を記載してください)

渋川市野菜花き生産力強化補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた渋川市野菜花き生産力強化補助金について、内容に変更が生じたので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 事業等の名称		
2 総事業費	変更前	円
	変更後	円
3 補助金の額	変更前	円
	変更後	円
4 事業概要		
5 着手年月日	年 月 日	
6 完了予定年月日	年 月 日	
7 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 変更理由書 (4) その他必要書類	
8 備考		

様式第 4 号
第 号

住 所
氏 名

渋川市野菜花き生産力強化補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金変更承認申請に対し、下記のとおり承認したので、通知します。

年 月 日

渋川市長

1 事業等の名称		
2 補助金の額	変更前	円
	変更後	円
3 条 件	(1) 補助金を目的外に使用したときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。 (2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること。 (3) 補助事業等を中止したときは、補助金の全額を返還すること。 (4) 補助事業等完了後 1 か月以内に渋川市野菜花き生産力強化完了実績報告書(様式第 5 号)を提出すること。	
4 指 示		

様式第5号

年 月 日

渋川市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
(日中に連絡の付く電話番号を記載してください)

渋川市野菜花き生産力強化完了実績報告書

年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

1 事業等の名称		
2 総事業費	円	
3 補助金の額	交付決定額	円
	精算額	円
4 事業概要		
5 着手年月日	年 月 日	
6 完了年月日	年 月 日	
7 添付書類	(1) 収支決算書 (2) 契約書の写し (3) その他市長が必要と認めた書類	
8 備考		

様式第 6 号

第 号

住 所

氏 名

渋川市野菜花き生産力強化補助金確定通知書

年 月 日補助事業等完了実績報告のあった渋川市野菜花き生産力
強化補助金について、下記のとおり確定したので通知する。

年 月 日

渋川市長

確 定 補 助 金 の 額 円

交付決定補助金の額 円

交 付 済 補 助 金 の 額 円

返 還 金 額 円